

○ふじみ野市小規模契約希望者登録要綱

平成17年10月1日

告示第242号

(目的)

第1条 この要綱は、市が発注する小規模な工事、修繕、業務委託、物品購入等の契約について、市内に主たる事業所を置く小規模事業者の受注機会を拡大し、積極的に活用することによって、市内経済の活性化を図ることを目的とする。

(令2告示54・一部改正)

(登録できる者)

第2条 ふじみ野市小規模契約希望者登録名簿(以下「名簿」という。)に登録することができる者は、市内に主たる事業所を置く者とする。この場合において、希望業種、建設業の許可の有無、経営組織、従業員数等は問わない。

(令2告示54・一部改正)

(登録できない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、名簿に登録することができない。

(1) 市内に主たる事業所を置かない者(他の市町村に本店がある場合などをいう。)

(2) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者

(3) ふじみ野市建設工事等入札参加資格に関する規則(平成17年ふじみ野市規則第61号)に基づく入札参加資格を有する者

(4) 希望業種を履行するために必要な資格及び許可等を有しない者

(5) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、市長が不適格であると認められる者

(令2告示54・一部改正)

(登録の方法)

第4条 登録は、次に定める方法により行う。

(1) 登録の申請は、小規模契約希望者登録申請書(様式第1号)及び納税証明書その他の書類により行う。

(2) 登録の受付は、定期受付及び随時受付により行うものとする。

(3) 定期受付は、西暦の偶数年の4月1日から4月30日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の期間行うものとする。

(4) 随時受付は、前号に掲げる定期受付期間の翌月の1日から翌々年の3月15日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の期間行うものとする。

(5) 登録の受付窓口は、契約主管課において行う。

(平23告示119・平26告示209・令2告示54・一部改正)

(登録の有効期間)

第5条 登録の有効期間は、次に掲げる期間とする。

(1) 定期受付により登録申請した者は、登録申請月の翌月の1日から翌々年の4月30日まで

(2) 随時受付により登録申請をした者

ア 月の初日から15日までの期間に登録申請した者は、申請月の翌月の1日から直前の定期受付により登録申請した者の有効期間の末日まで

イ アに掲げる期間以外に登録申請した者は、申請月の翌々月の1日から直前の定期受付により登録申請した者の有効期間の末日まで

(平26告示209・全改)

(登録者の取扱い)

第6条 市は、申請書の審査を行い、名簿に登載した後、一般に公開して、該当する契約に係る業者選定に際して積極的に見積参加機会を与えるよう努めるものとする。

2 該当する契約に係る業者選定において、前条の登録がされた業者以外の選定を否定するものではない。

3 名簿に登載された者が、第3条各号のいずれかに該当したときは、名簿から削除する。

(平25告示304・令2告示54・一部改正)

(対象となる契約)

第7条 この登録に際し、特に法的に必要な登録、免許又は許可(以下「許可等」という。)を要するものを除き、許可等の有無、技術者資格、施工実績、経営状況等の項目について無審査とし、選定の対象とする契約は、内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められるもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 予定価格が200万円以下の工事請負契約又は修繕業務契約

(2) 予定価格が150万円以下の物品の購入契約

(3) 予定価格が100万円以下の業務委託契約

(平26告示209・令2告示54・令7告示326・一部改正)

(契約保証金)

第8条 名簿に登載された者との契約締結に際しては、ふじみ野市契約規則第22条第6号の規定に基づき、契約保証金の納付を免除するものとする。

(平25告示304・一部改正)

(登録事項の変更等)

第9条 名簿に登載された者は、登録事項に変更が生じたとき、又は事業を廃止したときは、速やかに小規模契約希望者登録変更・廃止届(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(令2告示54・追加)

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、小規模契約希望者の登録に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(令2告示54・追加)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の上福岡市小規模修理・修繕契約希望者登録要領（平成17年3月1日市長決裁）及び「大井町小規模工事業者登録申請について」（平成17年3月24日総務課長専決）の規定によりなされた登録その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成22年告示第112号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年告示第119号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年告示第304号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年告示第209号）

この告示は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成28年告示第323号）

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の様式に基づいてなされている手続その他の行為は、改正後の相当規定に基づいてなされている手続その他の行為とみなす。

3 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和2年告示第54号）

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第1条中第7条の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行日から令和3年3月31日までににおいてふじみ野市建設工事等入札参加資格に関する規則に定める入札参加資格を有する者のうち、令和3・4年度入札参加資格の審査を受けるための申請をしていないものは、改正

後のふじみ野市小規模契約希望者登録要綱第3条第3号の規定にかかわらず、市長が別に定める期間において登録の申請を行うことができる。

附 則（令和7年告示第326号）

（施行期日）

1 この告示は、令和8年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第7条の規定は、この告示の施行の日以後に行う契約事務について適用し、同日前にした契約事務については、なお従前の例による。

様式第1号（第4条関係）

小規模契約希望者登録申請書

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

市が発注する小規模契約について登録を申請します。
名簿登録後は、一般に公開することを承認します。

住所又は所在地	〒 ー ふじみ野市		
フリガナ 商号又は名称			
フリガナ 代表者職・氏名	㊟		
電話番号		FAX番号	
携帯電話番号 (任意)			

- ・印鑑は、見積書や契約書に使用するものを押印してください。
- ・法人の場合は、代表者印を使用してください。
- ・個人事業主の場合は、実印でなくても結構ですが、ゴム等の変形しやすいものは使用しないでください。

契約希望業種（5業種以内）

番号	希望業種(簡潔に記載すること)	許可又は免許が必要な場合は、その種類、名称等及び許可番号
1		
2		
3		
4		
5		

希望業種の履行に際しては、許可、免許等が必要な業種は、それらの名称等を記入し、許可証、免許証等の写しを添付してください。

様式第2号（第9条関係）

小規模契約希望者登録変更・廃止届

年 月 日

ふじみ野市長 宛て

住所又は所在地 ふじみ野市

商号又は名称

代表者氏名



小規模契約希望者登録について、下記のとおり変更・廃止したいので届け出ます。

記

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

※ この変更・廃止届には、変更等の事実を証する書類を添付してください。

※ 登録を抹消する場合は、変更事項欄に廃止と記入し、変更年月日欄に登録を廃止する日付を記入してください。